

高齢者虐待防止の為の指針

社会福祉法人恵雄会
特別養護老人ホームこころの丘高山
(介護予防) 短期入所生活介護

1 高齢者虐待の防止にかかわる基本的な考え方

当施設では「高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する法律」の理念に則り、利用者の権利利益の擁護に資する為、虐待の防止とともに虐待の早期発見、早期対応を行える体制を整備する。

・虐待とは

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加える事。

② 介護、世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠る事。

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をする事、又はわいせつな行為をさせる事。

⑤ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分する事、その他高齢者から不当に財産上の利益を得る事。

2 高齢者虐待防止に関わる対策を検討する委員会の設置

(1) 当施設は、高齢者虐待の発生の防止及び早期発見、並びに高齢者虐待が発生した場合に再発防止に向けて対策を検討する高齢者虐待防止委員会を設置する。

(2) 本委員会の運営責任者は、施設長とする。

(3) 本委員会の委員長は、本委員会の委員の中より施設長が選任し、本委員会の委員長は、高齢者虐待担当者を兼ねるものとする。

(4) 本委員会の委員長は、高齢者虐待担当者として高齢者虐待防止に向けて率先して本委員会を運営し、委員会の開催、指針の整備、職員研修の実施に関する管理を行い、適切に実施する。

(5) 本委員会の委員は多職種で構成する。

高齢者虐待防止委員会

構成員=施設長・事務長・看護師長・介護長・管理栄養士・介護職員

(6) 委員会では次のような事項について検討し、そこで得た結果を職員に周知徹底する。

①高齢者虐待防止の為の指針の整備に関する事

②高齢者虐待又はその疑いがある事案（以下「高齢者虐待等」とする）や不適切なケアの防止の為の職員研修の内容、実施に関する事

③高齢者虐待等や不適切なケアについて、職員が相談、報告する事ができる体制の整備に関する事

④高齢者虐待等を発見した場合の連絡体制、迅速な対応、自治体への通報に関する事

⑤高齢者虐待等や不適切なケアが発生した場合、疑われる場合において、その発生原因等の分析、並びに再発防止に向けての対策に関する事

⑥ 再発防止に向けての対策を講じた場合における、その効果についての評価に関する事

3 職員に対する高齢者虐待の防止の為の研修の実施

(1) 高齢者虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及、啓発するとともに、指針に基づき高齢者虐待の防止に向けて職員研修を実施する。

(2) 職員研修は年2回以上実施する。新規採用時には虐待防止の為の研修を実施する。

(3) 職員研修を実施した際は、その内容について記録する。

4 高齢者虐待等や不適切なケアが発生した場合の基本方針

職員が高齢者虐待や不適切なケアを発見し、または聞知した場合は速やかに高齢者虐待防止担当者を介して施設長に報告する。施設長は速やかに事実確認を行い、所轄の自治体に報告するとともに再発防止のための措置を講ずる。

(1) 高齢者虐待等や不適切なケアが発生した場合は、高齢者虐待防止担当者は速やかに事実確認を行う。

(2) 職員等からの相談及び報告があった場合は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払い、事実確認する。

(3) 事実確認の経緯は時系列で概要を整理し、施設長に報告する。

- (4) 事実確認の結果、高齢者虐待等の事象が事実であると確認された場合は、当人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を行う。
- (5) 施設長は委員会を招集し、事実確認を行った内容や高齢者虐待等や不適切なケアが発生した経緯等を踏まえ検証する。高齢者虐待等や不適切なケアが発生した原因の除去と再発防止策を講ずる。
- (6) 施設長は高齢者虐待等の事実確認の概要、再発防止策を所轄の自治体に報告する。
- (7) 緊急性の高い高齢者虐待等の事案の場合は、所轄の自治体や警察へ通報し協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5 成年後見人制度の利用支援

利用者、家族に対して成年後見人制度の利用について説明するとともに、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する。

6 高齢者虐待等や不適切なケアにかかわる苦情の解決

- (1) 職員が利用者、家族より高齢者虐待等や不適切なケアに係わる苦情の相談を受けた場合は、高齢者虐待防止担当者に報告する。高齢者虐待防止担当者は速やかに事実確認を行い、施設長に報告する。
- (2) 相談者の個人情報の取り扱いに留意し、不利益が生じないように注意する。
- (3) 施設長は委員会を招集し報告内容を検証し、適切な措置を講ずる。
- (4) 苦情の相談を行った利用者、家族に対しては当該事案にかかわる対応及

び顛末を適切に説明するものとする。

7 指針の閲覧

指針は、いつでも閲覧できるよう事業所に掲示するとともに、ホームページ上で公表する。

2021年 4月1日 作成

2021年11月1日 改定